

令和8年 第1回上島町議会臨時会会議録		
招集年月日	令和8年1月29日(木)	
招集の場所	弓削総合支所庁舎 議場	
開 会	令和8年1月29日(木) 午前10時30分宣告	
応招議員	1	1番 尾藤 俊輔
	2	2番 宮畑 周平
	3	3番 本田 志摩
	4	4番 徳岡 誠
	5	5番 上村 建太
	6	6番 濱田 和保
	7	7番 徳永 貴久
	8	8番 藤田 徹也
	9	9番 亀井 文男
	10	10番 濱田 高嘉
	11	11番 藏谷 重文
	12	12番 前田 省二
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員のとおり	
欠席議員	なし	
自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	1 町 長 2 副町長 3 総務部長 4 健康福祉部長 5 総務課長 6 住民課長 7 健康推進課長補佐 8 農林水産課長 9 観光戦略課長	上村 俊之 村上 和彦 田房 良和 今井 稔 坂上 将人 梨木 善彦 村上 栄子 黒瀬 智貴 後藤 隆宏
議員・職員 以外で会議 に出席した者		
会議に職務 のため出席 したものの 職氏名	1 議会事務局 局長 2 議会事務局 課長補佐	岡本 恭典 田房 聡子

町長提出議案の題目	1 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度上島町一般会計補正予算(第4号)) 2 インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例 3 令和7年度上島町一般会計補正予算(第5号) 4 町有財産の無償貸付について 5 インランド・シー・リゾート フェスパの指定期間の変更について
その他の題目	
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 10番・議員 濱田高嘉 11番・議員 藏谷重文
会 期	令和8年1月29日(1日限り)
傍聴者数	9名(男5名・女4名)

◎ 開 会

○(前田 省二 議長)

ただいまの出席議員は、全員でございます。

ただいまから、令和8年第1回上島町議会臨時会を開催いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(前田 省二 議長)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番・濱田高嘉議員、11番・藏谷議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定

○(前田 省二 議長)

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

令和8年度、8年第1回臨時会の会期は、本日1月29日、1日限りとし、議事日程

については、お手元に配布のとおり進めることといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい、御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、議案第1号

○(前田 省二 議長)

日程第3、議案第1号、「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度上島町一般会計補正予算（第4号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 総務部長)（挙手）はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第1号、「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度上島町一般会計補正予算（第4号））」について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1 事 件 令和7年度上島町一般会計補正予算（第4号）

2 処分年月日 令和8年1月20日

提案理由といたしましては、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的な余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

それでは、令和7年度上島町一般会計補正予算（第4号）の概要を説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億1,400万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正については、お手元の予算説明資料、「令和7年度1月補正予算（1月20日専決処分）の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全体的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が1,300万円。特別会計、及び企業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、繰入金を財源として、新規事務事業の計上を行いました。

財源といたしましては、まず、国庫支出金1,000万円。これは、衆議院議員選挙費委託金です。

次に、繰入金300万円。これは、財政調整基金繰入金です。

以上、1,300万円で補正予算を編成いたしました。

次に補正理由と要旨ですが、次の事務事業を新たに計上いたしました。

衆議院議員選挙費は、令和8年2月8日執行に伴い、投・開票管理者等の報酬、及び職員
の時間外勤務手当など選挙執行に必要な経費の計上を行うもので、金額は1,300万円です。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。
質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。
討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号、「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度上島町一般
会計補正予算（第4号））」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第1号は、承認されました。

日程第4、議案第2号

○(前田 省二 議長)

日程第4、議案第2号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する
条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤観光戦略課長。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) はい。

議案第2号、「インランド・シー・リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」につ
いて、説明いたします。

提案理由は、インランド・シー・リゾート フェスパについて、指定管理者の管理の期間
の特例に関する規定を整備する必要があるため、この案を提出するものです。

それでは、改正内容について説明いたしますので、議案に添付しております参考資料、新
旧対照表の1ページをお願いいたします。

当該年度の残りの期間を次の指定管理者が運営管理できる規定を附則第2項に「指定管
理者の管理の期間の特例」として追加しております。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号、「インランド・シー・リゾート リゾート フェスパ条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号

○(前田 省二 議長)

日程第5、議案第3号、「令和7年度上島町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 総務部長)（挙手）はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第3号、「令和7年度上島町一般会計補正予算（第5号）」の説明をいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,600万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正については、お手元の予算説明資料、「令和7年度1月補正予算（1月29日臨時会）の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が1億6,200万円。特別会計、及び企業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、国庫支出金、繰入金、繰越金を財源として、新規事務事業の計上を行いました。

財源といたしましては、まず、国庫支出金1億4,996万6千円。これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等です。

繰入金1,200万円。これは、財政調整基金繰入金です。

繰越金3万4千円。これは、前年度繰越金です。

以上、1億6,200万円で補正予算を編成いたしました。

次に補正理由と要旨ですが、次の事務事業を新たに計上いたしました。

(1)の物価高騰対応子育て応援手当支給事業は、国の補助により、0歳から高校3年生までの子ども1人につき2万円を支給するもので、事業費としては1,190万円です。

(2)の子育て世帯生活応援給付金事業は、国の重点支援地方交付金を活用し、物価高騰対応子育て応援手当に上乘せして、2万円を支給するもので、事業費としては1,034万2千円です。

(3)の農林水産業者物価高騰対策支援事業についても、国の重点支援地方交付金を活用し、町内の農林水産業者に対して、経営の安定化や事業継続を図るため、生産性の向上に資する機械・設備等の導入に係る支援を行うもので、事業費は2,700万円です。

(4)の生活応援商品券事業についても、国の重点支援地方交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた生活者や町内事業者を支援するため、1人あたり1万8千円分の商品券を配布するもので、事業費は1億821万2千円です。

以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

すみません。主な新規事業の中の3番の農林水産業者物価高騰対策支援事業ですけれども機械設備の導入とありますけれども、これの募集要件みたいなものがありましたらお伺いしたいです。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) 黒瀬農林水産課長。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) はい。

本事業につきましては、農林水産業者が物価高騰で大変経営がひっ迫しているところで持続的安定的な経営ができるよう新たな機械等の導入等やるんですが、要綱等につきましては、今作成中でございます。ただ、補助対象経費といたしましては、品質向上、生産性向上、省エネ化、省力化、労働力確保等図るための機械導入、施設の整備等を支援する予定にしております。補助対象者といたしましては、農林水産業に従事している方で、方がかつ農業漁業所得の申告を行っている方というのが条件と考えております。補助率につきましては2/3以内、限度額につきましては、法人が200万円、個人が認定農業者及び認定新規就農者が75万円、それ以外の方が50万円を予定しております。以上です。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。はい、質疑がないようですからこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）はい。
討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号、「令和7年度上島町一般会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

賛成者：尾藤議員、宮畑議員、徳岡議員、上村議員、濱田和保議員、徳永議員、
藤田議員、亀井議員、濱田高嘉議員、藏谷議員。

反対者：本田議員。

起立、多数です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第4号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第6、議案第4号、「町有財産の無償貸付について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長)（挙手）

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

それでは、議案第4号、「町有財産の無償貸付について」説明いたします。

提案理由は岩城診療所の開設に伴い、建物、土地を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものです。

1枚めくってください。

貸付する財産の表示。所在地、上島町岩城2123番地1。建物、鉄筋コンクリート平屋建、診療所面積190.81㎡。鉄筋コンクリート2階建、住宅棟2階部分102.00㎡。土地、診療所部分269.46㎡。貸付目的、診療所及び医師住宅として使用。貸付期間、契約締結から10年。

貸付の相手方、広島県尾道市百島町972番地、社会医療法人心海会、理事長 次田展之氏です。

次のページ以降は、参考資料として経歴、診療所及び医師住宅の平面図を添付していますのでご確認願います。

また、今年度予算計上している医療機器購入備品につきましては、医療設備整備補助金として流用し10年以上診療を継続することを補助条件に上限を500万円として当初予定した

医療機器に限定されず多種の医療機器購入に対応できるように貸し付けの相手方と協議しております。

今後につきましては、医療法人、社会医療法人と町が無償貸付契約を締結します。その後法人が定款変更登記。今治保健所に診療所開設許可申請を行い、保健所から開設許可がおりましたら診療が開始される予定です。

以上簡単ですが、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。（「ありません」の声あり）はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号、「町有財産の無償貸付について」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

はい、起立、全員です。

よって、議案第4号は、可決されました。

日程第7、議案第5号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第7、議案第5号、「インランド・シー・リゾート フェスパの指定期間の変更について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、後藤観光戦略課長。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) はい。

議案第5号の「インランド・シー・リゾート フェスパの指定期間の変更について」の説明をいたします。

提案理由といたしましては、インランド・シー・リゾート フェスパの指定管理者の指定の期間を変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定による指定期間の変更の議決を求めるものでございます。

- 1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、インランド・シー・リゾート フェスパ 上島町弓削日比287番地です。
- 2、指定管理者は、京都府亀岡市、株式会社 エムアンドエムサービス。
- 3、指定期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間から、令和8年2月15日から令和13年3月31日の5年と1ヶ月半の期間に変更いたします。

議案に参考資料を添付していますので、ご参考にしてください。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。(複数の「ありません」の声あり)はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号、「インランド・シー・リゾート フェスパの指定期間の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

本臨時会の会議に付された案件は、本日で全ての審議が終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じるとともに、会議規則第7条の規定により、令和8年度、令和8年第1回上島町議会臨時会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議を閉じるとともに、本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。

(起立、礼)

ご苦労さまでした。

ありがとうございました。

(了)

(閉 会 : 令和8年1月29日 午前10時52分)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員